

完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類(次葉)

法人名

加入

5 連結納税への加入時期の特例を適用する旨の記載事項

次の規定の適用を受ける場合には、□にレ印を付すとともに、該当する事項を記載してください。

- 法人税法第14条第2項(連結納税への加入時期の特例)の規定の適用を受けたいので、その旨を記載した書類を提出します。

加入日の前日の属する : 初日 平成 年 月 日 末日 平成 年 月 日  
月次決算期間

連結子法人適用開始年度 : 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日

6 その他参考事項(連結子法人となる法人の区分等)

法人税法第4条の3第6項(設立事業年度等の承認申請特例)の適用を受ける場合で次のいずれかの法人に該当するときは、該当する□にレ印を付すとともに、連結子法人となる法人に係る連結納税の承認の効力が生ずる期間(以下「連結子法人適用開始年度」といいます。)を記載してください。

- 法人の区分 :  時価評価法人(法人税法第4条の3第9項又は第11項)  
 関連法人(時価評価法人が発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する連結子法人となる法人)

連結子法人適用開始年度 : 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日

(規格 A 4)

## 「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」の記載要領(2)

### 3 連結納税への加入時期の特例を適用する旨の記載事項

連結子法人となる法人が、法人税法第 14 条第 2 項に規定する加入時期の特例の適用を受けようとする場合に記載してください。

なお、提出法人が連結親法人又は連結予定親法人の場合は、連結子法人となる法人の法人税法第 14 条第 2 項に規定する加入時期の特例の適用状況を記載してください。

### 4 その他事項

時価評価に関して、平成 18 年改正前の法人税法第 61 条の 11 第 1 項第 6 号（連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益）又は同法第 61 条の 12 第 1 項第 4 号（連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益）の規定により時価評価を要しない法人に該当するには、「連結納税の開始等に伴う時価評価資産に関する届出書」を所定の提出期限までに提出する必要があることにご注意ください。